

# 平成27年度 第4回バリアフリー基本構想策定協議会

## 議事要旨

日 時：平成28年1月26日（火） 午前10時00分～12時00分

場 所：文京シビックセンター24階 第一委員会室

出席者：委員30名（うち代理5名）、幹事10名、傍聴6名、事務局5名

### ○文京区バリアフリー基本構想策定協議会 委員名簿

No.	区 分	委員所属及び氏名		出欠	
		所 属	氏 名		
1	学識経験者	岩手県立大学 総合政策学部 教授	元田 良孝	出席	
2		東京大学 大学院工学系研究科建築学専攻 教授	西出 和彦	出席	
3	区民	文京区視覚しょうがい者協会	吉田 美奈子	出席	
4		文京区肢体障害者福祉協会	小西 慶一	代理	
5		文京区内部疾患友の会	齊田 宗一	—	
6		文京区聴覚障害者協会	新井 賢二	出席	
7		文京区肢体不自由児者父母の会	住友 孝子	出席	
8		文京区家族会	大門 勝	出席	
9		文京区知的障害者（児）の明日を創る会	佐藤 澄子	出席	
10		高齢者団体	文京区高齢者クラブ連合会	三宅 絢子	出席
11		商店街	文京区商店街連合会	野上 信吉	出席
12	町会	文京区町会連合会	諸留 和夫	出席	
13	地域員	文京区民生委員児童委員協議会	下田 和恵	出席	
14	公募		神沼 敏裕	出席	
15	公募		八文字 嘉子	出席	
16	公募		井本 佐保里	出席	
17	公募		加藤 香織	欠席	
18	関係行政 機関	国	国土交通省 関東運輸局 交通環境部 消費者行政・情報課長	松本 敦	出席
19		東京都	東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課長	谷崎 馨一	欠席
20	施設管理 者	国道	国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長	靄島 洋伸	出席
21		都道	東京都 建設局 第六建設事務所 管理課長	橋本 春彦	出席
22		区道	文京区 土木部 道路課長	佐久間 康一	出席
23		都立公園	東京都 建設局 東部公園緑地事務所 管理課長	田中 功	出席
24		区立公園	文京区 土木部 みどり公園課長	橋本 万多良	出席
25	交通 管理者	警視庁	富坂警察署 交通課長	高橋 勝久	出席
26			大塚警察署 交通課長	藤山 一哉	出席
27			本富士警察署 交通課長	恒吉 忠弘	代理
28			駒込警察署 交通課長	永田 和美	出席
29	交通 事業者	地下鉄	東京地下鉄株式会社 鉄道統括部 移動円滑化設備整備促進担当課長	亀山 勝	代理
30			東京都 交通局 総務部 総合技術調整担当課長	生越 啓史	代理
31		都営バス	東京都 交通局 自動車部 計画課 事業改善担当課長	和田 明	代理
32		区コミュニティバス	日立自動車交通株式会社 部長代理	西窪 裕光	出席
33	関係事業者	高齢者あんしん相談センター富坂 事業所長	望月 修	出席	

### ○文京区バリアフリー基本構想策定協議会 幹事名簿

No.	所 属	氏 名	出欠
1	文京区企画政策部長	佐藤 正子	出席
2	文京区福祉部長	藤田 恵子	出席
3	文京区都市計画部長	中村 賢司	出席
4	文京区土木部長	中島 均	出席
5	文京区企画政策部企画課長	竹越 淳	出席
6	文京区アカデミー推進部観光・国際担当課長 兼務 アカデミー推進部オリンピック・パラリンピック推進担当課長	熱田 直道	出席
7	文京区福祉部福祉政策課長	木幡 光伸	出席
8	文京区福祉部障害福祉課長	須藤 直子	出席
9	文京区都市計画部都市計画課長	鶴沼 秀之	出席
10	文京区土木部管理課長	小野 光幸	出席

## 会議次第：

- 1 開会
- 2 議題
  - (1) 文京区バリアフリー基本構想の案について
  - (2) その他
- 3 閉会

## 配付資料：

- ・ 次第
- ・ 協議会委員名簿
- ・ 資料1 文京区バリアフリー基本構想（案）
- ・ 資料2 文京区バリアフリー基本構想の策定経緯について

## 議事要旨：

### 1 開会

- ・ 都市計画課長により開会。
- ・ 資料の確認。
- ・ 事務局より委員、幹事の出席状況等の報告。

小西委員（中村代理が出席）、加藤委員、谷崎委員、恒吉委員（由井代理が出席）、亀山委員（長谷部代理が出席）、生越委員（藤塚代理が出席）、和田委員（山口代理が出席）が欠席。

### 2 議題

**元田会長：**皆さん、おはようございます。さっそく議題に入りたいと思います。本日の議題は、文京区バリアフリー基本構想の案についてとその他となっております。それでは、議題1について事務局より説明をお願いいたします。

#### （1）文京区バリアフリー基本構想の案について

- ・ 事務局より資料1、2を説明

**諸留委員：**本バリアフリー基本構想中に自転車の話が多く出てきていますが、自転車利用者へのルール・マナーの啓発については誰が徹底するのかが具体的にわかりません。春日通りの大塚三丁目から播磨坂付近にある専用レーンを走行している自転車を見ると怖く感じます。また、ルールを知らないせいか自転車の逆走が多いように感じます。自転車レーンには駐車車両やバス、荷物の積み下ろしをしている車両もあります。子どもを乗せた自転車で自転車レーンを使用している人で、後方確認などをせずに飛び出している様子を見ることが多く、危険に感じています。警察も常時監視するわけにもいかないので、文字で書くだけで終わらないようにする必要があると感じています。

**高橋委員：**警察では、毎月10日は全警察署で一斉に自転車指導取締りに取り組んでいます。その他でも独自に取締りや、キャンペーンなどのチラシ配布による啓発活動といった取組を実施しており、継続していく予定です。取締りの中では、赤切符での取締りも何件かあり、指導も行っています。今後、区と共に広報、啓発に取り組んでいくことになると思います。ご理解いただければと思います。

**事務局：**諸留委員には以前から教育、啓発の必要性については指摘を頂いています。自転車の歩道通行は例外ということは以前から決まっていることですが、改めて書いていくことも考えたいと思います。具体的には地道に活動を続けていくことになるかと思っています。

**諸留委員：**道路交通法施行令では、13歳未満及び70歳以上は歩道を走っていいと決まっていると聞いています。そういった情報があまり知られていないと思いますので、併せて知識を広めていくことが必要だと思います。

**高橋委員：**諸留委員のおっしゃるとおり、13歳未満及び70歳以上の方は歩道の通行が認められています。ただ、それ以外の方は車道通行だけかという、「自転車走行空間の整備とあわせ」と書いているとおり、自転車が安全に走行できない状況で車道通行を強いるのも事故の面からみると問題です。そういった場合には、歩行者優先を前提として歩道に「普通自転車歩道通行可」という標識を設けています。自転車安全利用に関するリーフレット配布や講習会の実施などに取り組んでいます。さらに多くの方に知っていただくためにも、区と連携して区報などで広報することも検討できればと思っています。

**元田会長：**補足しますと、13歳未満及び70歳以上の方は歩道も走れるということになってはいますが、好き勝手に運転していいわけではありません。歩行者優先は守らなくてはいけないということをご理解いただきたいです。最近、警察の取締りをよく見るようになりました。こういった努力が実を結ぶことを願っています。また、自治体によっては自転車安全利用条例を設け、自治体と関係機関が協力し自転車安全教育を実施している例が全国的に増えています。23区内では板橋区だけですが、そういったことも将来の選択肢としてはあると思います。

**吉田委員：**自転車についてですが、現在色々な法律ができてはいるとは思いますが、自転車を購入する前に講習会を受けて自転車運転の許可証を出すような制度にしなければいけないのではないのでしょうか。購入後に自転車利用に関する講習会に参加するような人はそもそも意識が高い人だと思うので、最も危険なのは何も知らないまま自転車を買ってすぐに使用する人だと思います。最近色々な自転車が出てきており、足踏み式の自転車ができたとラジオで聞きました。それ自体はいいことだと思いますが、簡単に道路を走らせることができるのは問題だと思います。

**事務局：**自転車はスピードが出ますので、考え方によっては自動車より危ないこともあります。その対策として、取締りや条例化が先程挙げられていましたが、規制、厳罰化というのも一つの方法で、現にこの方法で自転車運転の危険行為は減ってきていると思います。制限をかけることで需要を奪う側面もありますが、モラルや意識を優先しつつ、それでも看過できないニーズに対しては規制の強化も念頭に置きながら取り組んでいく覚悟としてバリアフリー基本構想には記載しています。期待に応えられるような取り組みを行っていかねばならないと思いました。

**佐藤委員：**走行する自転車の話が多いですが、スーパーの前の駐輪が気になります。視覚障害者や高齢者にとって大変危険です。駐輪場のないスーパーに対して建設許可を出すのは問題があると感じています。「駐輪しないでください」と表示しているところの目の前に平気で停めている人が多くいます。根本から取り組まないといけないことの一つと常々感じています。

**事務局：**そういった取組は必要だと思いますので、今回事業者説明会を開いたことでできたつながりを活かして、伝えていくようにしたいです。法律でも一定規模以上の施設には整備基準は定められていますが、その施設の来訪者数に対して十分な量を確保せよ、というような規制は設けられていません。規制しすぎると住みにくくもなりますが、規制でカバーできない点についてはモラル、マナーを啓発するようなことも取り入れ、なるべく皆さんが困らないようにしていきたいと思っています。

**元田会長：**文京区では、放置自転車禁止に関する条例があるのではないのでしょうか。

**小野幹事**：駅周辺 500m 圏内については放置自転車禁止の条例が適用されます。

**三宅委員**：文京区高齢者クラブ連合会では年に 2 回、交通安全教室を開いています。そこでは、警察の方に来ていただくのですが、乗り方のマナーが悪いという例を説明する際に、子供を二人乗せた自転車に対して啓蒙するような内容も映像に取り入れてほしいです。マナーがなっていない面もありますが、高齢者も被害者になりがちです。幼稚園の送迎の際に電動自転車を利用している母親が多いですが、スピードが出ており大変危険です。そういった方々にも啓蒙するようなビデオを作っただけであればありがたいと思います。

**高橋委員**：子どもを乗せた自転車運転専用の安全教育映像などはありませんが、啓発や安全教育を進めており、先日も幼稚園で 200 名程度を対象に実施しました。

**住友委員**：アンケート結果で 60 ページの区内の施設について、一般の方が利用することが少ないという現状もあると思いますが、福祉施設への理解が少ないのが気になりました。今後、心のバリアフリーに関しても力を入れていくということをお聞きしています。文京総合福祉センターの Café BUNBUN など一般の方にも施設を利用いただき、障害について理解していただく機会が増えるように心のバリアフリーの推進に努めてほしいです。一般の方は、目に見える障害には理解を示してくれることが多いですが、目に見えない障害への理解が少ないということがアンケート結果からも読み取れますので、このことについて重点的に取り組んでいただきたいと思います。

**事務局**：福祉施設の利用について、一番多いのが無回答であり、普段利用していない現状が結果に出ていると思います。アンケートを取ったのは 1 年以上前ですので、文京総合福祉センターができたことで変わっていたらいいと思います。また、平成 28 年 4 月から施行される障害者差別解消法への準備なども区で進めています。他の部署とも連携して取り組んでいかなければならないということがデータからもわかりますので、できることから取り組んでいきたいと思っています。

**吉田委員**：20 ページの地図の見方を教えていただきたいです。3 次経路というのが街中の距離の短い一部の道路が対象となっているのですが、そこから手を付けていくということでしょうか。

**事務局**：移動される方が 1 次経路や 2 次経路といったことを意識することはないと思いますが、1 次経路は広域的な移動をする幹線道路、2 次経路はそれを補完するような経路、そこから目的地に近付くための経路を 3 次経路として表現しています。幹線道路は国道や都道が多く、生活に身近な経路は区道となります。国や都との役割分担を意識したもので、整備する順序が 1 次経路だから早い、3 次経路だから遅いということではありません。

**吉田委員**：白山四丁目の白山交流館は住宅地の中にあり、白山通りから入るのにわかりにくいという指摘が以前からあります。白山通りからの 3 次経路は設定されていないので、そういった誘導はないのかと思いました。

**事務局**：黒丸 11 番の白山交流館について、白山通りから入る経路ではなく緑色の 2 次経路から枝道で入っていくという経路を引いています。白山通り側からは高低差があるので、入ることはできますが急勾配の坂道と階段を通ることになります。近道はそちらですが、今回はバリアフリーの観点から適正なアクセスを検討しこのような経路としています。

**中村委員代理**：バリアフリー基本構想の 5 ページに高齢者数、障害者数が記載されていますが、障害者団体の中でも高齢化が進んでおり、若い方にも参加いただき話し合いができるといいと思っています。ここで人数を把握しているということは、若い障害者の方のお名前やご住所を紹介していただくことが可能なのでしょうか。

**須藤幹事**：肢体不自由の方のうち 7 割前後が高齢になってから障害者になった方です。団体の活動を紹

介するために名前などをお知らせすることができるか、ということだと思いますが、お名前などを提供することは難しいです。

**中村委員代理**：できるだけいろんな方に、団体の活動に参加していただきたいと思っています。個別に探して加入を促すことはできても、区役所から個人名などをお聞きすることはできないということでしょうか。

**須藤幹事**：区から団体にお知らせすることはできませんが、区からのお知らせとして、団体の活動を紹介することについては可能な限り相談に応じたいと思います。

**中村委員代理**：どの団体も高齢化の問題を抱えていますので、これからそういう活動も活発にしないといけないと思います。

**佐藤委員**：5 ページの愛の手帳の所持者数で度数の区別が私の理解と違うのですがご説明いただけますか。

**須藤幹事**：一番下のグラフは精神障害者保健福祉手帳の交付数を表しています。愛の手帳の所持者数は中央の図で示しています。

**佐藤委員**：図の上にタイトルが入るのではないのでしょうか。

**事務局**：図の説明は下に記載するのが一般的なので、ご理解ください。

**元田会長**：表のタイトルは上、図のタイトルは下というのが一般的になっています。

**諸留委員**：見る人が間違えないように考慮いただければ良いと思います。

**事務局**：可能な限り工夫したいと思います。

**野上委員**：バリアフリー基本構想とのかかわりはないと思いますが、現在商店会で防犯カメラ設置の申請を区に出しているところです。商店街では街路灯も作っています。個人情報の問題に引っかかる部分もあるかもしれませんが、そんなことも提案したいと思っています。

**事務局**：現行の枠組みの中ではバリアフリーと関連付けることは難しいと思います。区の中には危機管理室などの部署もありますので、そちらの方で個人情報に配慮しながら設置を進めていただければと思います。

**三宅委員**：心のバリアフリーについて、バスに乗ると「停留所に止まるまで座っててください。私たちが助かります。」という旨の掲示をしているのを見かけることがあります。お願いや禁止という言い方でなく、乗客のことを考えていただいているという印象を受け、大変良いことだと感じています。バス事業者でなく運転手が自発的にそういった取り組みをしていけば、心のバリアフリーが浸透してきたことが感じられると思います。

**山口委員代理**：乗務員にはバリアフリー研修を年一回行っています。アナウンスでは車両が止まってからお立ちくださいと啓発を行っています。車内掲示については部署が違うので把握していませんが、引き続き取り組んでいきたいと思っています。

**三宅委員**：2 路線で確認しています。

**山口委員代理**：今後も引き続き、啓発していきます。

**元田会長**：岩手県のバス事業者の方の話ですが、車内での転倒事故は多いようで、似たような啓発を徹底しています。それだけ危険も多いということなのだと思います。

**吉田委員**：11 ページにある重点整備地区としては、乗降客数が 3,000 人以上の鉄道駅の周辺という条件だったと思いますが、全区が重点整備地区だとすると、どのような意味合いになるのでしょうか。

**事務局**：11 ページは一般的な法の枠組みを説明しています。3 章で文京区の方針を示すにあたり、区内の駅は 20 あり、すべてが 3,000 人以上の乗降客がいて、区内全域に施設が分布している状況を鑑みて、

他の自治体のようにターミナル駅を中心とするのではなく、区全域で移動等の円滑化に取り組んでいくこととしています。

**神沼委員**：28 ページにバリアフリー化された歩道の写真があります。播磨坂の歩道は整備されたときはきれいでしたが、今は凸凹で危険です。後々のメンテナンスが大事だと思うので考えていただきたいと思います。

**佐久間幹事**：メンテナンスについては、ご指摘いただいた箇所に関して改めて確認したうえで補修をしていきたいと思っています。

**八文字委員**：自転車横断帯が消えている横断歩道が最近増えているように感じますが、どういうことでしょうか。今は横断歩道いっぱい自転車通行しており、以前の方が安全だったように感じます。

**高橋委員**：基本的には自転車は車道通行という原則に基づいた整備です。今までは車道を通行した自転車も横断歩道側によって通行位置を通ることとなっていました。それが実質的でないことから、車道を通行してきた自転車がそのまままっすぐ走るのであれば必要ないということで消えています。歩行者が多く混雑している際には、横断歩道上は押して歩くように啓発を進めていますが、横断帯はなくなっていく傾向にあります。ただし、自転車専用の信号が必要な特殊な交差点などでは、横断帯を残しています。

**元田会長**：車道を来た自転車が自転車横断帯を通るには、一度左折してすぐ右折することになり、左折する車との事故が発生する危険が増す行為ですので、自転車横断帯が消されていっています。

**八文字委員**：13 歳以下の子どもや 70 歳以上の高齢者は歩道の自転車通行が認められているということですが、子どもの自転車利用も増えている状況で、やはり危険は増していると感じます。そういった通行が許可されている人がいる以上、自転車横断帯を残しておいた方が安全ではないかと思いますがいかがでしょうか。

**高橋委員**：歩道を走行している自転車はそのまま横断歩道を通行していいことになっています。横断歩道内の歩行者と自転車の接触事故の危険については、マナーアップを図っていくことで啓発を進めていきたいと考えています。

**井本委員**：バリアフリー基本構想に異論はありませんが、56 ページのアンケート調査の結果で、設問 1 のところは何線の駅なのかを記載した方がいいと思いました。また、バリアフリー基本構想の策定後、区民の方にもどのように情報を発信していくのかを伺いたいです。

**事務局**：アンケート調査の結果については第 1 回協議会にも出しているデータなので、修正は検討しますが、路線順に書いているということで理解いただきたいと思っています。バリアフリー基本構想の内容については、特集号を発行して一定の周知は図ってきました。今後も冊子を作って必要などころには提供します。また、ホームページでも公開して、多様な媒体で周知を図りたいと考えています。

**西出副会長**：内容については特にありませんが、これが一つの出発点だと思いますので、実際に実行する中で新たな問題点が見えてくればフィードバックしていく必要があると思います。自転車の話が盛り上がりしましたが、乱暴な運転や違法駐車をする人の中には、日本語のわからない方もいるのではと思います。オリンピック・パラリンピックもありますし、言葉のバリアについても考えていかないといけないのではないのでしょうか。そういったことを考えていくためにも、バリアフリー基本構想が足がかりになると感じました。

**元田会長**：それでは委員の皆さま、バリアフリー基本構想の内容については、了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。

**各委員**：異議なし

## (2) その他

**事務局**：本日ご了承いただいた案につきましては、今後、区議会への報告を経て成案となります。バリアフリー基本構想の趣旨を逸脱しない範囲で、軽微な文言修正等を行うこともあります。事務局の責任において修正し、文京区バリアフリー基本構想の策定とさせていただきたいと存じます。委員の皆さまには3月頃を目標に冊子をお届けする予定です。また、バリアフリー基本構想の概要版を作成し、普及に努めたいと考えております。来年度も地区別計画を作成する予定ですので、今後とも引き続きお力添えいただくこともあろうかと思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

## 3 閉会

**事務局**：皆様に心よりお礼申し上げます。文京区のバリアフリーに関する将来的な方向性をここで定めさせていただきました。皆様の熱心なご議論やワークショップへのご参加・ご協力について、この場をお借りして、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

・元田会長により閉会。

以上